

大田区観光ガイドブック制作業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 件名

大田区観光ガイドブック制作業務委託

2 目的

大田区の認知度向上や観光客及び来訪者の区内回遊促進目的に、区の観光情報を総合的に掲載したガイドブックを制作する。

観光需要が急速に高まる中、地域の特性によって抱えている課題は多種多様であることから、効果的に区の魅力を発信し誘客の増大を図るため民間事業者等が有する知識や技術、経験等多くの有益な提案を広く公募することとし、公募型プロポーザル方式を採用する。

3 委託内容

仕様書のとおり

4 業務概要

(1) 履行期間

契約締結日から令和6年3月15日(金)

(2) 契約限度額(上限)

5,654,000円(税込)

5 応募資格

- (1) 大田区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置期間中でないこと。
- (5) 納付すべき国税(法人税、消費税及び地方消費税)及び地方税(事業税及び法人住民税)に滞納がないこと。
- (6) 経営不振の状態(民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされたとき。会社更生法に基づき更生手続を行ったとき。)にないこと。

6 提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類	様式	部数
プロポーザル参加申込書	様式1	1部
提案書	—	正本1部 副本7部
事業者概要	様式2	1部

業務実績	様式 3	正本 1 部 副本 7 部
東京電子自治体競争入札参加資格者審査受付表の写し	—	1 部
見積書	—	正本 1 部 副本 7 部

ア 副本には企業名等が特定できるような記載（代表者名、事業者のロゴマーク等）は行わないこと。

イ 業務実績として、過去に制作した類似のパンフレットの添付も可とする。

ウ 見積書は項目ごとに内訳を明記すること。制作費、取材費、印刷製本費、翻訳費は必須項目とする。

(2) 提案書の作成

ア 作成にあたっては、以下の項目を順に提案すること。

(ア) 本業務の基本的な考え方、取組方針

(イ) 実施体制及び人員配置計画

(ウ) 全体スケジュール案

(エ) ガイドブックの構成・構造

a 制作の視点

b 使用材料及びページ数

c 制作媒体（英語のみ）

d 表紙デザイン案

e 言語別コンテンツ、コンテンツレイアウトの案（各1つ以上）

(オ) その他提案事項

イ 書式は日本産業規格 A4 横型とし、任意様式にて作成すること。

ウ 表紙及び目次を含め 30 ページ以内（両面使用は 2 ページとして扱う。）とし、各ページに通し番号を付すこと。

エ 専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、図、イメージ図等を用い、わかりやすく作成すること。

オ 左上をクリップで留めたものを提出すること。（製本、ステープル留め等不可）

(3) 提案書等の提出条件

ア 提案書の差し替え及び再提出は、認めない。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提案を取り下げの場合は、参加取下願（様式 4）を提出するものとする。なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に応募資格の条件を満たさなくなった場合にも取下願を提出する。提案を取り下げた場合でも、提出された書類は返却しない。

7 提案書等の提出

(1) 提出期限

令和 5 年 7 月 18 日（火）17 時まで

(2) 提出先

〒144-0035 東京都大田区南蒲田 1-20-20 大田区産業プラザ P i O 4 階
大田区産業経済部産業振興課 観光振興担当 吉本・宇田川宛
電話 03-5744-1322

(3) 提出方法

持参または郵送。持参の際は来庁日時を事前に連絡すること。

(4) 質問事項

質問がある場合は、質問票（様式5）を6月30日（金）12時までに電子メールで提出すること。件名は必ず「質問 大田区観光ガイドブック制作業務委託について」とすること。

メールアドレス：kanko@city.ota.tokyo.jp

8 審査

(1) 審査方法

公募型プロポーザル方式により、第1次審査（書類選考）及び第2次審査（プレゼンテーション審査）で選定する。候補者の選定は「大田区観光ガイドブック制作業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」において行う。応募者が1者の場合は、選定委員会が本業務を遂行できる事業者であるかを総合的に判断した上で選定を行う。

(2) 書類選考

提出書類に基づき実施する。合格基準を満たしたもののうち、上位3者までを第2次審査の対象とし、第1次審査結果及び第2次審査の案内を通知する。

(3) プレゼンテーション審査

提案書（任意様式）の内容を選定委員に説明し、選定委員の質疑応答により実施する。説明者は3名以内とし、業務責任者の出席を必須とする。

(4) 選定

第1次審査及び第2次審査の総合評価により、最も点数の高い者を受託候補者として選定し、申請者に通知する。また、受託候補者の選定結果は、大田区ホームページで公表する。

なお、本選定は本業務の委託について推薦する業者を選定するものであり、契約決定は契約担当課にて行う。応募資格を喪失した場合は契約できない。

9 契約の手続き

選定委員会が候補者として選定した事業者と業務詳細（仕様内容等）について協議を行い、業務の発注が整った段階で、契約手続きを開始する。

10 その他

- (1) 選定された場合には、大田区と協議の上事業を進めるが、提案書の内容について業務実施の際に変更する場合がある。また、協議により大田区の指示があった場合には、その指示に従い作業を進めること。大田区は作業期間中、いつでも作業状況の報告を求めること

ができる。

- (2) プロポーザルに係る一切の経費は、応募者の負担とする。
- (3) 本要領及びプロポーザルを通じて入手した区の情報等をプロポーザルの目的以外に使用してはならない。また、第3者に漏らしてはならない。
- (4) 応募者はプロポーザル参加申込書（様式1）の提出をもって、本要領記載内容を承諾したものとみなす。
- (5) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、すべて大田区に帰属する。
- (6) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、応募者が負う。

11 スケジュール

項目	日時
応募書類受付期間	令和5年6月26日（月）から7月18日（火）17時まで
質問の受付期限	令和5年6月26日（月）から6月30日（金）12時まで
質問への回答公開	令和5年7月7日（金）から7月13日（木） 大田区HPにて公開
第1次審査の結果通知（予定）	令和5年8月9日（水）
第2次審査実施日（予定）	令和5年8月17日（木）
選定結果の通知（予定）	令和5年9月1日（金）
契約締結・公表	令和5年9月上旬から9月中旬頃

※スケジュールは変更となる場合がある。